

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会の形成

～ともに認め合い一人ひとりが輝くまちをめざして～

私たち一人ひとりがお互いを認め、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことをめざした「男女共同参画社会の形成」を、本計画においても引き続き基本理念とします。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念である「男女共同参画社会の形成」～ともに認め合い一人ひとりが輝くまちをめざして～を実現するため、4つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。基本目標ごとに数値目標を設定し、達成状況を評価することで、本計画を実行性のあるものとします。

また、本計画では女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス実現を重点目標と位置付け、集中的に施策に取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発

性別による固定的な役割分担意識は個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる大きな要因となっています。それらを解消していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識をもち、その必要性を理解した上で自らの意識を変えていくことが求められます。男女共同参画に関する学習機会や情報の提供を行い、男女共同参画への理解や関心を高めるとともに、家庭や職場、学校での男女共同参画意識がより醸成されるよう啓発を行っていきます。

また、LGBTなど性的マイノリティに関する認知度が高まりつつある中、人権の尊重に関する取組を引き続き行い、性差、年齢、社会的立場などにとらわれず、個々が認められ活躍できる社会の実現に向けて啓発を続けていきます。

基本目標Ⅱ

社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進

女性も男性も、社会の一員としてあらゆる分野で個性と能力を発揮していくためには、性別に関係なく参画できる機会が保証されることが必要です。しかし、市の政策・方針決定過程や管理職への女性の登用は少しずつ進んではいるものの、登用率は男性に比べて低く、方針決定過程で女性の意見が生かされる機会は不十分です。

また、地域においても女性が先頭に立ってまちづくりを進めている状況はあまりみられません。



これまでの各地の災害の教訓から、防災や避難所運営においても女性の視点を取り入れていく必要があります。

今後は、性別に関わらず、個人の価値観やライフスタイルに応じた選択ができ、能力に応じた待遇が確保され、すべての人が活躍しやすい環境を整備するため、市、企業、団体の政策・方針決定の場への女性の登用・参画を促進するとともに、地域活動への女性の参画を進めていきます。

基本目標Ⅲ

男女が共に能力を発揮するための就業環境・家庭環境づくり

労働力の減少、雇用体系の多様化により、女性の労働力が期待される中、就労の場で性別に関わりなく、個性と能力を発揮する機会が保証されることは必要不可欠です。働く男女が平等な立場で共に能力を発揮し、安心して働き続けられる環境を実現するため、職場環境の改善を推進します。また、働き続けたい女性が、子育てや介護により離職しないための支援や再就職のための支援を行います。

近年、男女の働き方や家庭生活への関わり方などライフスタイルに対する意識が変わる中で、本人が望むワーク・ライフ・バランスを実現するのは難しいのが現状です。福祉や子育ての分野における行政サービスの充実のみならず、企業などに対し、仕事と仕事以外の生活の両立支援に向けた体制づくりの必要性について、引き続き啓発していきます。

基本目標Ⅳ

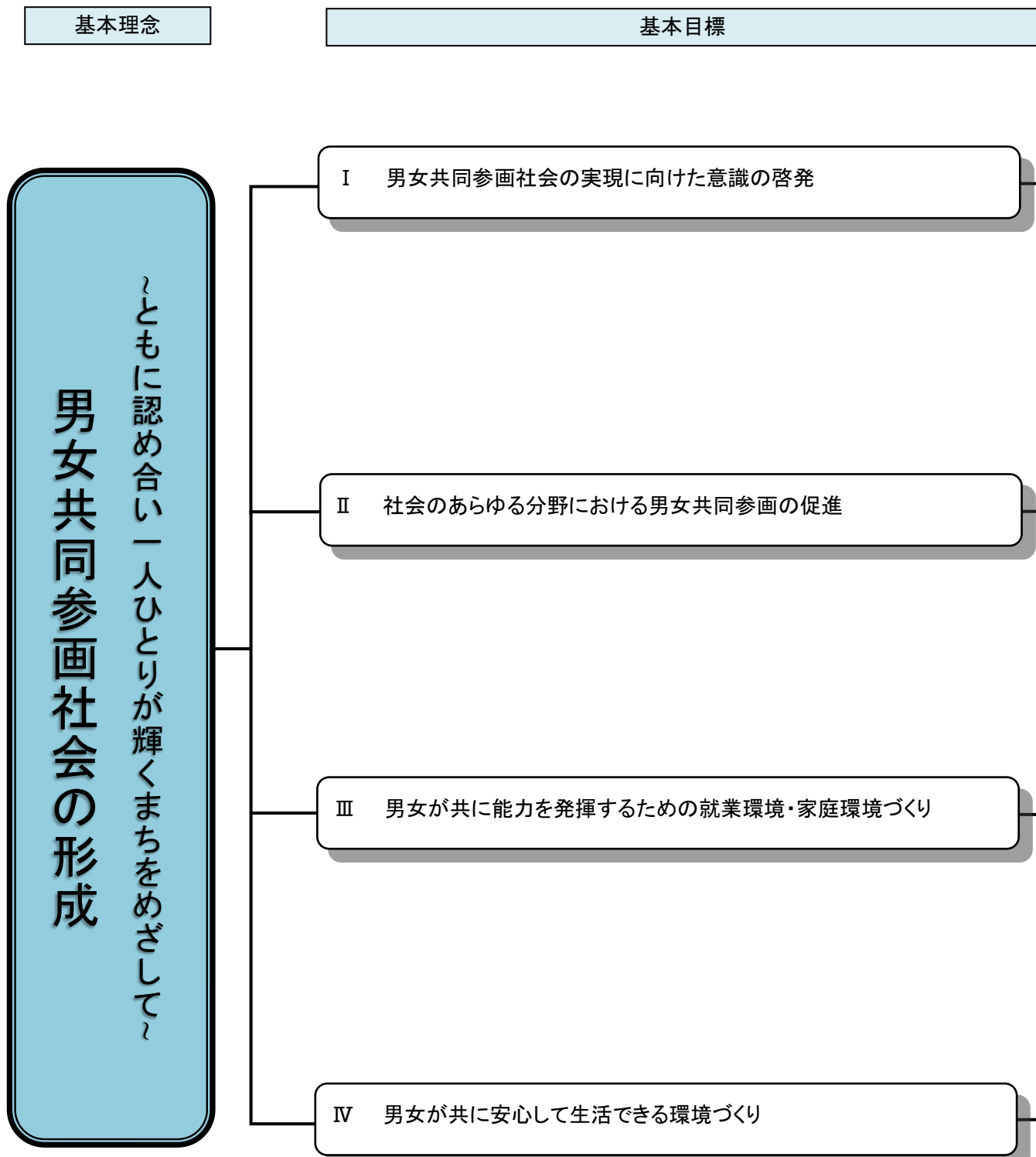
男女が共に安心して生活できる環境づくり

すべての市民がいきいきと暮らしていくためには、それぞれの身体的特性を認め合い、相手に対して思いやりを持って接することが重要です。女性は妊娠や出産などの身体的特性を備えており、男性は、仕事中心の生活によるストレスなどが原因の心身の不調などがみられます。それぞれの身体的特性やライフステージに応じた健康支援と意識啓発を引き続き進めていきます。

DV やハラスメントなどの人権侵害についても、被害者に対する相談体制の充実や暴力被害の早期発見・早期対応のできる体制づくりを引き続き進めます。

また、少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、ひとり親世帯や高齢者世帯が増加しています。その中でも母子家庭や高齢単身女性を中心に、女性は貧困に陥りやすい傾向にあります。生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らし、その意欲と能力に応じて、様々な形で社会に参画できるよう支援をしていきます。

3 計画の体系図





基本的施策

施策の方向

I-1 男女共同参画意識づくりの推進

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発・情報提供の充実
- (2) 家庭や職場における男女共同参画意識づくりの推進
- (3) 人権の尊重に関する広報・啓発・情報提供の充実

I-2 男女共同参画をめざす教育・学習の充実

- (1) 学校における男女共同参画・人権教育の推進
- (2) 家庭・地域社会における学習機会などの充実
- (3) 男女共同参画に関する研修などの充実

重点目標

II-1 地域や職場などの方針決定の場での女性活躍の促進

- (1) 市政・審議会などへの女性の参画の推進
- (2) 企業・地域団体などにおける方針決定の場への女性の参画支援

II-2 男女共同参画の視点を反映した地域づくりと防災の取組

- (1) 地域社会における男女共同参画の促進
- (2) 男女共同参画の視点を反映した防災の推進

II-3 国際社会の立場に立った男女共同参画の推進

- (1) 国際社会の立場に立った男女共同参画の推進

重点目標

III-1 職業生活における女性活躍の推進

- (1) 女性の能力向上に向けた機会の充実
- (2) 女性の就労支援

重点目標

III-2 すべての市民のワーク・ライフ・バランス実現の推進

- (1) あらゆる世代のワーク・ライフ・バランス^{※1}実現に向けた広報・啓発・情報提供の充実
- (2) 働き方改革^{※2}の促進

重点目標

III-3 男女が共に家事・育児・介護を担える環境の整備

- (1) 男性の家事・育児・介護への参画促進
- (2) 安心して子育て・介護ができる環境づくり

IV-1 すべての市民の心身の健康保持と増進

- (1) 年齢に応じた心とからだの健康支援
- (2) 妊娠・出産・育児期における女性の健康支援

IV-2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 暴力被害防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実
- (2) 相談・研修体制の充実
- (3) DVなどの被害者への自立支援の充実

IV-3 生活上様々な困難を抱える人々への支援

- (1) 生活上様々な困難を抱える人々への支援

…女性活躍推進法と関連する基本的施策

※2 働き方改革：就業者の個々の事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現し、
就業者がより良い将来の展望を持てるようにする改革のこと。



ワーク・ライフ・バランスの実現

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事（ワーク）と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活（ライフ）との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のことです。人々の働き方や生き方が多様化した現在、あらゆる世代の人々が心豊かに生活するために、「時間のバランス」だけでなく「心の調和」を図ることも必要です。

ワーク・ライフ・バランスは、単に仕事と生活を半々にするという意味ではありません。年齢やその人をとりまく状況によって、仕事と生活のうち、どこに重点を置きたいかは異なります。例えば、「仕事をしながら子育て・介護をしたい」「資格をとってキャリアアップしたい」「ボランティア活動、地域活動に貢献したい」「家族との時間を増やしたい」など調和の方法はさまざまです。

ワーク・ライフ・バランスの実現によりさまざまなメリットが生まれます。働く人にとっては仕事にめりはりがついたり、休養の取得が健康維持につながったりします。また、企業にとっては仕事の効率化が図られたり、企業イメージが向上し PR 効果につながったりします。まずは自分事として捉え、行動していくことが大切です。

少子高齢化による労働力人口の減少、要介護者の増加、雇用体系の多様化など、多くの課題を抱えながら変化する社会の中で、働き方や生き方を自ら管理する能力は大切です。多様な人材が、自分の事情に合わせて働くことのできる社会こそワーク・ライフ・バランスが実現された社会なのです。

Aしおかせコラム
(広報やいづ平成 30 年 12 月 1 日号に掲載)

